# 島根県電子調達共同利用システム利用者規約

# (目的)

第1条 この規約は、島根県電子調達共同利用システム(以下「システム」という。) の利用に関し、必要な事項を定めるものです。

# (運営)

- 第2条 システムの運営は、島根県電子自治体共同利用システム運営協議会に設置する 島根県電子調達システム運営特別委員会(以下「委員会」という。)が行います。
- 2 委員会は、システムの共同利用に参加する地方公共団体(以下「共同利用参加団体」という。)により構成します。
- 3 共同利用参加団体毎の個別事項については、共同利用参加団体がそれぞれ別に定め る運用基準によるものとします。

### (利用者規約の同意)

- 第3条 システムを利用するには、システム利用者(以下「利用者」という。)が、この規約に同意していただく必要があります。
- 2 利用者は、利用の前に必ず規約の内容を確認いただくとともに、その内容に同意できない場合は利用することができません。なお、システムを利用された方は、この規約に同意したものとみなします。

#### (利用者の責任)

- 第4条 利用者は、自己の責任と判断に基づき、システムを利用し、利用によって生じる各種情報を管理するものとします。
- 2 利用者は、システムを利用するために必要な機器及び環境のすべてを自己の責任と 負担において準備し、それらの管理を自己の責任において厳重に行うものとします。
- 3 利用者は、システムの利用に際して、使用する機器についてセキュリティ対策に努めるものとします。
- 4 利用者は、システムが正常に動作する端末を使用してシステムを利用し、当該端末 にはウィルスチェックソフトを導入し、その定義ファイルを常に最新の状態に保たな ければならないものとします。

#### (禁止事項)

- 第5条 システムの利用にあたっては、次の事項を禁止します。
  - (1) システムを本来の目的以外の用途に利用すること
  - (2) システムに対し、不正にアクセスすること
  - (3) システムの管理運営を故意に妨害すること
  - (4) システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること
  - (5) 他人の情報又は虚偽の情報によりシステムを利用すること
  - (6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること

#### (利用の停止又は制限)

第6条 委員会及び共同利用参加団体は、利用者がこの規約に反する行為をしたと認められる場合には、利用者に対しシステムの利用を停止又は制限することができるものとします。

#### (利用時間等)

- 第7条 システムの利用時間は原則として、土日祝日及び年末年始(12月29日から 1月3日)を除く平日の午前9時から午後5時までとします。なお、入札情報サービ スは、原則として、365日24時間利用可能とします。但し、保守・点検等のため に、本システムの一部又は全部を停止することがあります。
- 2 本システムの運用停止を行う場合は、原則として、システムのポータルサイトにおいて、事前にお知らせしますが、緊急の場合等においては、予告なしに停止することがあります。

#### (障害時の措置)

第8条 システムが障害により利用できなくなった場合には、利用者は遅滞なく関係する発注機関に連絡した上で、その指示に従うこととします。

#### (入力情報の管理)

- 第9条 利用者がシステムを利用する際に入力した情報については、協議会及び共同利用参加団体は、善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。また、個人情報については、各団体における個人情報保護条例等に基づき適正管理を行います。
- 2 システムの運営上やむを得ない場合、当該情報について発注機関が必要な調査及び 修正を行うことがあります。

#### (免責事項)

- 第10条 利用者は、自己の責任と判断においてシステムを適正に利用するものとし、そのことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、委員会及び共同利用参加団体は、一切の責任を負わないものとします。
- 2 委員会及び共同利用参加団体は、システムの運用の停止、中止、中断を予告なく行 うことができることとします。この場合において発生した利用者の損害について一切 の責任を負わないものとします。

## (著作権)

第11条 本システムに含まれているプログラムその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁止します。なお、本システムに含まれているプログラムその他著作物に関する著作権は、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。

### (準拠法及び管轄裁判所)

- 第12条 この規約は日本国法に準拠するものとします。
- 2 システムの利用又は規約に関して、委員会及び共同利用参加団体と利用者間に生ず

るすべての紛争については、松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

# (規約の変更)

- 第13条 委員会及び共同利用参加団体は、必要があると認めるときは、利用者に事前の通知を行うことなく、規約を変更できるものとします。
- 2 利用者は、利用の都度、規約の確認を行うものとし、規約変更後にシステムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

# 附則

この規約は、平成20年11月10日から施行します。